

竹原市移住者転居費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 竹原市への移住促進及び市内企業等における人材確保支援のため、竹原市に移住し、就業等に関する要件を満たした者に対し、予算の範囲内において竹原市移住者転居費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、竹原市補助金交付規則（昭和35年竹原市規則第11号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 引越し業者 引越し又は宅配・運送を生業としている業者をいう。
- (2) 市内企業等 市内に本社若しくは本店又は主たる事業所を有する法人のうち、次に掲げる法人を除いたものをいう。

ア 国又は地方公共団体が出資している法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む法人

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める法人

- (3) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、常勤している雇用形態（役員及び個人事業主を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる各号すべての要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件

ア 令和7年3月1日以降に竹原市外から竹原市に住民票を移した者であること。

ただし、大学等の就学に伴い竹原市に住民票を置いたまま市外に居住していた者については、この限りでない。

イ 補助金の申請時において、年齢が35歳未満であり、市内企業等への就業日から1年を経過していないこと。

ウ 本市に、補助金申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

エ 竹原市暴力団排除条例（平成23年竹原市条例第14号）第2項第3号に規定する暴力団員又は暴力団員と関係を有する者ではないこと。（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）

オ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者いずれかの在留資格を有すること。

カ 申請者又は申請者と同一世帯に属する者が、竹原市移住者転居費補助金、竹原市結婚新生活支援事業補助金、その他の公的制度による転居費の補助を受けていないこと。

キ 補助金の交付決定及び確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。

ク 本市に納付すべき税を滞納していないこと。

ケ その他市長が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 令和7年4月1日以降、新たに市内企業等に正規雇用として就職した者であること。（出向により雇用契約を締結した者を除く。）

イ 市内企業等に、就業日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(支給対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、本市へ転入するに当たり、引越し業者に支払った家財の運搬費用及び荷造り・梱包のサービス（転入日の前後3月以内に行った作業に限る。）に要する費用とする。ただし、同一の引越し業者等に一括して支払ったこれらの費用に、作業員料、距離費用、積降料

金、開梱等作業料、不用品処理料金、ハウスクリーニング料金、電気工事料金、リサイクル料金、保険費用等のサービス費用、その他引越し代金を支払うにあたり付随した経費が含まれる場合は、これらの費用についても対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、竹原市移住者転居費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 対象経費の領収証等の写し（対象経費は竹原市へ転入するにあたり生じた経費に限る。）
- (3) 転入直前に、市外に居住していたことが分かる書類
- (4) 就業証明書（竹原市移住者転居費補助金用）（様式第3号）
- (5) その他補助金の交付のために要件を確認するに当たり必要な書類

(交付の決定兼確定及び支払)

第7条 市長は、前条の規定に係る申請により、様式の一式を受理した時は、速やかにその内容を審査し、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定及び確定し、竹原市移住者転居費補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付が不相当と認める場合、その理由を付して、竹原市移住者転居費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の規定による竹原市移住者転居費補助金交付決定兼確定通知書の通知を受けた者は、速やかに竹原市移住者転居費補助金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による書類を提出した者に対し、補助金を支払うものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、当該事業が適切に実施されていること等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めるものとする。

（交付決定兼確定の取り消し及び返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請をしていたことが明らかになった場合は、補助金の交付決定兼確定の全部を取り消し、補助金の全額の返還を命令することができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定兼確定の一部を取り消し、転出又は退職した年度数に応じた補助金の額の返還を命令することができる。

(1) 補助金申請日から5年以内に竹原市外に転出した場合

(2) 就業日から5年以内に市内企業等から退職した場合

3 前2項の規定については、雇用企業の倒産、災害、申請者の病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 市長は、補助金の交付決定兼確定の全部又は一部を取り消したときは、竹原市移住者転居費補助金交付決定兼確定取消通知書（返還命令書）（様式第7号）により当該交付決定者に通知し、補助金の全額又は一部の返還を命令するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。